

# 未来守 府中支部

## 会則

### 第1条 名称

本会は、未来守 府中支部 と称する。

### 第2条 所在地

本会の住所は、代表の自宅とする。

### 第3条 目的

幅広い年代の方々と一緒に交流出来る環境を共創する。

### 第4条 事業

事業は下記について実施をする。

- 1 無料塾の開催
- 2 清掃活動の開催
- 3 地域交流会の開催
- 4 その他未来守として必要な活動

### 第5条 運営

会員の熱意と相互信頼を、全ての活動・運営の基盤とする。会の運営は、会員の自主運営によるものとする。

### 第6条 会員資格及び会費について

- 1 当会の会員資格は、当会の趣旨に賛同し、これから活動しようとしている個人にとする。
- 2 入会金及び会費は無とし、事業経費かが必要な場合は、会員との協議の上、負担金を徴収する。

### 第7条 入会

入会を希望とするものは、趣旨に賛同し、必要事項を登録したものを会員とする。

### 第8条 退会

退会を希望する会員は、代表に提出する。なお、団体所有の資産について持ち分を放棄し、分割請求及び清算は行わないものとする。

## 第9条 役員会

本会に役員会を置く。役員会は会の運営方針及び事業の決定を行う。

## 第10条 役員の構成

代表 1名

副代表 1名以上2名以下

会計 1名以上

広報 1名以上

庶務 1名以上

監査 1名以上

## 第11条 役員の離任

役員は会員の互選で選任する。

## 第12条 役員の職務及び任期

1 代表は、本会を代表し会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のある時はその職務を代行する。 3 会計は、本会のお金の出入りの把握・管理をする。

4 広報は、本会を外部へ発信する。

5 庶務は、上記の役職では手が回らない任務を遂行する。

6 監査は、会の業務及び財産の状況を監査する。

7 任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第13条 会の構成及び決議について

1 本会の会議は総会及び役員会とし、総会は年1回開催し、事業報告及び会計報告、事業計画について報告する。

2 議決権は1人1票とし、1/2以上の賛成をもって議決するものとする。

## 第14条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第15条 会則の変更

会則の変更は役員会で決定する。

## 第16条 その他 会則で定める他の必要な事項は役員会で決定する。

(附則)

本会則は令和4年8月13日から施行する。

(設立年月日)

令和4年8月12日